

役員利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースペースたまりば（以下「この法人」という。）の倫理規程第6条に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合には、事前に理事長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合も前項と同様とする。

(申告後の対応)

第4条 第3条の規定に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認をした上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(申告内容の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年3月22日から施行する。